

(別紙1)

田辺市熊野古道中辺路 過去3年の収支状況

区 分		R 4	R 5	R 6	3ヶ年平均
利用者数(人)		38,849	36,922	35,168	36,980
収入	物産販売	29,291,318	31,738,554	32,924,677	31,318,183
	飲食	2,909,347	3,331,837	2,900,315	3,047,166
	自販機	0	0	0	0
	通販	3,533,973	1,057,688	2,226,680	
	雑収入	426,197	178,054	176,521	260,257
	計	36,160,835	36,306,133	38,228,193	36,898,387
支出	原価	25,779,901	23,769,095	24,844,366	24,797,787
	人件費	4,598,406	5,897,102	6,287,760	5,594,423
	報酬	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
	通信費	587,424	385,048	379,161	450,544
	光熱水費	781,031	809,388	731,262	773,894
	賃借料	383,000	348,000	348,000	359,667
	支払報酬	414,500	415,500	415,500	415,167
	警備委託費	138,000	138,000	138,000	138,000
	地代家賃	76,365	70,003	82,856	76,408
	消耗品費	534,637	704,281	588,481	609,133
	保険料	77,760	82,100	84,100	81,320
	修繕費	5,000	5,600	56,407	22,336
	旅費	263,011	293,644	331,946	296,200
	運賃	229,883	222,377	175,852	209,371
	手数料	69,702	515,250	629,765	404,906
	交際費	374,476	449,453	528,314	450,748
	広告宣伝費	198,366	273,094	257,005	242,822
	公租公課	16,652	22,210	126,442	55,101
	支払利息	12,260	13,161	10,127	11,849
	雑費	212,748	263,054	169,425	215,076
雑損失	47,390	42,861	20,242	36,831	
計	37,200,512	37,119,221	38,605,011	37,641,581	
差 引		▲ 1,039,677	▲ 813,088	▲ 376,818	▲ 743,194

(別紙2)

田辺市熊野古道中辺路 施設設備等管理業務一覧

	業務分類	含まれる業務	頻度
1	清掃	館内・館外の一般清掃、床・窓ガラス等定期清掃	日常維持管理
2	廃棄物処理		日常維持管理
3	警備	機械警備（遠隔監視システムなどによる警備）等防犯設備	日常維持管理
4	建築	内外装・建具・構造部等点検	定期点検保守
5	外構	植栽維持管理、外構・工作物点検等	定期点検保守
6	消防・防災設備	消防・防災設備点検、非常電源設備等の保守	定期点検保守
7	電話通信設備	電話設備、LAN設備	定期点検保守
8	電気その他設備	動力・電灯・配電盤・分電盤・避雷設備・配線等点検、日常維持管理は消防設備・受変電設備等も含めて対象	定期点検保守
9	給排水その他設備	ポンプ・湯沸し器・温水器等定期点検保守 貯水槽清掃・保守点検、飲料水水質検査 排水管清掃	定期点検保守
10	浄化槽等維持管理	浄化槽定期保守点検 必要回数 法定水質検査 必要回数 浄化槽清掃 必要回数	定期点検保守
11	その他	上記のいずれにも含まれないもの	定期点検保守 日常維持管理

(別紙3)

田辺市熊野古道中辺路 田辺市所有備品

品名	メーカー	品番	数量	備考(購入年月日等)
テーブル(桧集成材)			2台	
イス(桧集成材)			8脚	
座卓			3台	
事務用机			1台	
事務用イス			1脚	
冷凍冷蔵庫			1台	
二層シンク			1台	
炊飯器台			1台	
コンロ			1台	令和2年10月21日
移動台			1台	
水切付二層シンク			1台	
台下戸棚			1台	
上棚(二段)			1台	
製氷機	福島工業(株)	FIC-A35K1	1台	平成24年5月28日
ウォータークーラー			1台	
台下戸棚(引出付)			1台	
エアコン			2台	平成31年3月
空気清浄機	シャープ	KI-LS70	2台	令和2年10月8日
監視カメラ	デルカテック	WSS7M2C	1台	令和3年6月22日

田辺市指定管理施設 リスク分担表

指定管理者と田辺市のリスク分担については、次のとおりです。○印が、リスク負担者です。

リスクが生じる原因		リスク負担	
種 類	内 容	田辺市	指定管理者
法令等の変更	指定管理者が行う運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項(※1)	
周辺地域・住民・利用者への対応	業務の実施に関する利用者及び地域住民からの苦情及び意見・利用者間のトラブル等への対応		○
	業務の範囲外に関する利用者及び地域住民からの苦情及び意見・利用者間のトラブル等への対応	○	
改修 <small>(不具合や老朽化した箇所を修理・交換し、改良する)</small>	躯体に係る改修・修繕(甲が必要と認めるとき)	○	
	〃 (指定管理者の責めに帰すべき事由によって生じたとき)		○
修繕 <small>(不具合のある箇所を修理・交換し、業務に支障を来さない水準まで回復させる)</small>	上記以外の施設に係る改修・修繕		○
	備品(1種)又は設備に係る修繕・購入	仕様書のとおり	
購入	〃 (指定管理者の責めに帰すべき事由によって生じたとき)		○
	第三者の行為から生じたもので、相手方が特定できないもの(大規模修繕が必要なもの)	○	
	〃 (上記以外)		○
原状回復	指定管理期間の終了又は期間途中での業務廃止の場合における原状回復等の費用及び引継ぎに必要な費用		○
第三者への賠償	指定管理者の故意又は過失によって第三者に損害を生じさせたとき		○
	市の故意又は過失と競合して生じたとき	協議事項	
保険加入	施設に対する火災保険の加入	○	
	仕様書に定める施設賠償責任保険のほか、自らのリスクに対して適切な範囲のその他の保険		○
不可抗力(※2)	損失又は増加費用		○
	施設、設備又は備品(1種)が滅失又は損傷したとき	改修・修繕・購入に準ずる	
指定の取消し等に伴う損害	指定の取消しに伴う指定管理者の損害		○(※3)
	指定管理者に帰すべき事由による事業継続不可能に伴う本市の損害		○
	指定期間内において指定取消しを受けた場合の利用者等に対する損害		○
施設競合	他施設との競合による利用者減、収入減		○
運営費の増大	市以外の要因による運営費の増大		○
債務不履行	施設設置者(市)の協定内容の不履行	○	
	指定管理者による業務又は協定内容の不履行		○
運営リスク	施設、機器の管理上の不備、施設管理上の瑕疵又は火災等事故による臨時休業等に伴う運営リスク		○
	火災等(管理上の瑕疵によるものを除く。)に伴う運営リスク	協議事項	
申請コスト	申請に要する費用		○
調査	事業の実現可能性等の調査費用		○
資金調達	必要な資金確保		○
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
利用料等の管理	徴収又は収納した利用料、自主事業に伴う金銭の盗難や紛失		○
物価	物価変動による人件費、物品費等経費の増		○
金利	金利変動による経費の増		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況の発生(不可抗力発生時も含む。)		○

※1 指定管理者が行う運営業務に影響を及ぼす変更(法令等の変更)

- ・法令の変更時には、まず市と指定管理者で責任分担について協議を行うこととします。
- ・施設の管理運営行為そのものに重大な影響を及ぼすものについては、市がそのリスクを負うこととします。
- ・管理運営に必要とされる許認可等を必要とする場合のリスクは、指定管理者が負うものとします。

※2 不可抗力とは

- ・天災(地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等)、人災(戦争、テロ、暴動等)並びにその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由

※3 指定の取消しに係る対応

- ・問題発生時には、まず市と指定管理者で対応について協議を行うこととし、これに基づいて指定管理の取消しを行います。
- ・指定取消しにあたって指定管理者に損害及び増加費用が生じて、市は、指定管理者に対する補償は行いません。